

2 文科高第 5 0 9 号
令和 2 年 9 月 7 日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
殿

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

(印影印刷)

文部科学省研究振興局長
杉 野 剛

(印影印刷)

国立大学法人，大学共同利用機関法人，公立大学法人及び独立行政
法人国立高等専門学校機構に対する個人からの寄附に係る所得税の
税額控除制度の税制改正に係る告示の公示について（通知）

このたび，別添 1 のとおり，租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
第 26 条の 28 の 2 第 4 項の規定に基づき，文部科学大臣又は文部科学大臣及び
総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示（総
務省・文部科学省告示第 1 号。以下「本告示」という。）を公示しました。

本告示は，所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）の成立に
より，国立大学法人，大学共同利用機関法人，公立大学法人及び独立行政法人国
立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の更なる外部資金調達
努力を後押しするとともに，イノベーション創出の中核となりうる若手研究者
等への支援を促し，その潜在能力を開花させるため，国立大学法人等が実施する

研究等支援事業に充てられる個人からの寄附について税額控除制度の対象を追加することに伴い、税額控除制度の対象となる寄附金の要件及びその確認の方法を定めるものです。

所得税法等の一部を改正する法律等及び本告示の概要等は下記のとおりですので、各国立大学法人等におかれましては、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

税額控除制度は個人寄附者にとっては、所得控除制度よりも大きな控除効果が見込まれ、また、今回税額控除制度の対象を追加することにより、多様な寄附目的を有する個人寄附者からの寄附が見込まれますので、各国立大学法人等におかれましては、本制度を活用して一層の寄附金の募集を行うことにより、若手研究者等への支援の強化に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 所得税法等の一部を改正する法律に伴う租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「令」という。）の改正の概要
 - (1) 税額控除制度の対象となる税額控除対象寄附金の範囲に、特定寄附金のうち、次のイからハまでに掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき、一定の要件を満たすものに限る。）に対する寄附金（学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして一定の要件を満たすことにつき確認がされたものに限る。）が追加（法第 41 条の 18 の 3 第 1 項第 3 号、令第 26 条の 28 の 2 第 2 項、第 4 項）。
 - イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
 - ロ 公立大学法人
 - ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構
 - (2) 上記(1)に掲げる法人のその運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについての要件は、これまでと同様であるが（令第 26 条の 28 の 2 第 2 項）、新たに対象に追加された大学共同利用機関法人については、令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号イ(2)の緩和措置は適用されない。
 - (3) 今般の改正で追加された税額控除制度の対象寄附金の要件等は本告示で規定すること（令第 26 条の 28 の 2 第 4 項）。

2. 本告示の概要

(1) 税額控除制度の対象となる寄附金の要件（第1項・第2項関係）

①寄附金の受入れ先に関する要件（第1項第1号）

いわゆるポストクや大学院生等が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業（研究等支援事業（下記(1)②））に充てることを目的とする基金（以下「研究等支援基金」という。）に受け入れられ、当該研究等支援基金が他の経理と区分して整理されていること。

②寄附金の使途に関する要件（第1項第2号）

寄附金の使途が、国立大学法人等が実施する次に掲げる事業であって、学生又は不安定な雇用状態にある研究者*を対象とするものに対するものに限定されていること。

※ 博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人等に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第1項若しくは第120条第1項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第92条第2項若しくは第120条第2項に規定する講師（大学共同利用機関におけるこれらに準ずるものを含む。）に該当しないものをいう。

- i 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- ii 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- iii 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

③情報公開及び書類の保存に関する要件（第1項第3号・第4号）

次に掲げる書類について、閲覧の請求があった場合には閲覧に供し、5年間当該国立大学法人等の主たる事務所に保存すること。

- i 研究等支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（以下「研究等支援基金名称等確認書類」という。）
- ii 研究等支援基金への受入額及び研究等支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの（以下「研究等支援基金明細書」という。）

(2) 税額控除制度の対象となる寄附金の要件の確認方法(第3項・第4項関係)

①研究等支援基金名称等確認書類の提出(第3項第1号・第4項第1号)

国立大学法人等は、税額控除制度の適用を受けようとする年の前年の9月30日までに研究等支援基金名称等確認書類を文部科学大臣等に提出すること。

②研究等支援基金明細書の提出(第3項第2号・第4項第2号)

国立大学法人等は、3回目以降に税額控除制度の適用を受ける場合には、上記(2)①の書類に加え、適用を受けようとする年の前年の6月30日までに研究等支援基金明細書を文部科学大臣等に提出すること。

3. 経過措置

(1) 今回の改正の内容は、令和2年1月1日以後に支出する寄附金について適用されること。(所得税法等の一部を改正する法律附則第54条関係)

(2) 令和2年に税額控除制度の適用を受けようとする国立大学法人等の上記2.(2)①に係る文部科学大臣等への提出期限は、令和2年9月30日までとすること。(本告示附則第2項関係)

添付資料

別添1 租税特別措置法施行令第26条の28の2第4項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示(総務省・文部科学省告示第1号)

別添2 税額控除に係る証明申請書(研究等支援基金)(様式)

別添3 寄附者名簿(様式)

別添4 証明書のサンプル

【本件に関する問い合わせ先】

<国立大学法人担当>

高等教育局 国立大学法人支援課 電話：03-6734-3760

<大学共同利用機関法人担当>

研究振興局 学術機関課 電話：03-6734-4082

<公立大学法人担当>

高等教育局 大学振興課 電話：03-6734-3370

<独立行政法人国立高等専門学校機構担当>

高等教育局 専門教育課 電話：03-6734-3347

○総務省告示第一号
文部科学省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

文部科学大臣 萩生田光一

1 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の二第四項に規定するその寄附金が学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該寄附金が、学生又は不安定な雇用状態にある研究者（博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。以下同じ。）に任期を定めて採用され、研究業務

に従事しているもので、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第一項若しくは第二百二十条第一項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第九十二条第二項若しくは第二百二十条第二項に規定する講師（大学共同利用機関におけるこれらに準ずるものを含む。）に該当しないものをいう。以下同じ。）に対すこれらの方が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てることを目的とする基金（以下「研究等支援基金」という。）に受け入れられ、他の経理と区分して整理されていること。

二 当該寄附金の使途が、国立大学法人等が実施する次に掲げる事業であつて、学生又は不安定な雇用状態にある研究者を対象とするものに限定されていること。

イ 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、当該学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

ロ 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

ハ 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

三 国立大学法人等に設置された研究等支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（以下「研究等支援基金名称等確認書類」という。）並びに研究等支援基金への受入額及び研究等支援基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの（以下「研究等支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該国立大学法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧させることとしていること。

四 研究等支援基金名称等確認書類及び研究等支援基金明細書を、その作成した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、国立大学法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

2 令第二十六条の二十八の二第四項に規定するその寄附金が学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第三号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法

律第百十二号)第三十五条において準用する場合を含む。)とあるのは、「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第三項」とする。

3 令第二十六条の二十八の二第四項に規定する第一項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。

一 国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構から、これらの法人に寄附をした者が租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年(以下「控除予定年」という。)の前年の九月三十日までに、文部科学大臣に対して、研究等支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。

二 控除予定年の前々年以前において研究等支援基金に当該寄附金の受入実績がある国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構にあつては、これらの法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣に対して、当該受入実績のある直近の年における研究等支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

4 令第二十六条の二十八の二第四項に規定する第二項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。

一 公立大学法人から、控除予定年の前年の九月三十日までに、文部科学大臣及び総務大臣(地方

独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事。次号において「文部科学大臣等」という。）に対して、研究等支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。

二 控除予定年の前々年以前において研究等支援基金に当該寄附金の受入実績がある公立大学法人にあつては、当該公立大学法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣等に対して、当該受入実績のある直近の年における研究等支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 控除予定年が令和二年である場合における第三項第一号及び第四項第一号の規定の適用については、第三項第一号中「これらの法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の」とあり、及び第四項第一号中「控除予定年の前年の」とあるのは、「令和二年」とする。

令和 年 月 日

文部科学大臣
〇〇 〇〇 殿法人の名称 〇〇〇〇
代表者の氏名 △△ △△

税額控除に係る証明申請書（研究等支援基金）

租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項及び第 4 項に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 申請する要件

- 第 2 項第 1 号イ (2) に規定された要件（要件 1）
第 2 項第 1 号イ (1) に規定された要件（要件 2）
（上記のうち、どちらかを選択してください。）
第 4 項に規定された要件（要件 3）

2. 実績判定期間

平成 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日

3. 添付書類

①＜要件 1＞

- 寄附者名簿
実績判定期間内に、法人（大学共同利用機関法人を除く）が設置する学校等の定員等の総数が 5,000 人未満の事業年度がある場合は、その定員等が分かる資料

②＜要件 2＞

- 寄附者名簿
受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等
（チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等）

③＜要件 3＞

- 税額控除の適用を希望する基金に関する規則

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ及び令和 2 年総務省・文部科学省告示第 1 号で定める書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

寄 附 者 名 簿

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号イ(2)の要件を満たす場合)

法人 名		事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	--	------	---------------

	寄附者の氏名 又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日	備 考
1			円	・	
2			円	・	
3			円	・	
4			円	・	
5			円	・	
6			円	・	
7			円	・	
8			円	・	
9			円	・	
10			円	・	
11			円	・	
12			円	・	
13			円	・	
14			円	・	
15			円	・	
16			円	・	
17			円	・	
18			円	・	
19			円	・	
20			円	・	
21			円	・	
22			円	・	
23			円	・	
24			円	・	
25			円	・	
26			円	・	
27			円	・	
28			円	・	
29			円	・	
30			円	・	
31			円	・	
32			円	・	
33			円	・	
34			円	・	
35			円	・	
36			円	・	
37			円	・	
38			円	・	
39			円	・	
40			円	・	
41			円	・	
42			円	・	
43			円	・	
44			円	・	
45			円	・	
46			円	・	
47			円	・	
48			円	・	
49			円	・	
50			円	・	

51			円	.	.	
52			円	.	.	
53			円	.	.	
54			円	.	.	
55			円	.	.	
56			円	.	.	
57			円	.	.	
58			円	.	.	
59			円	.	.	
60			円	.	.	
61			円	.	.	
62			円	.	.	
63			円	.	.	
64			円	.	.	
65			円	.	.	
66			円	.	.	
67			円	.	.	
68			円	.	.	
69			円	.	.	
70			円	.	.	
71			円	.	.	
72			円	.	.	
73			円	.	.	
74			円	.	.	
75			円	.	.	
76			円	.	.	
77			円	.	.	
78			円	.	.	
79			円	.	.	
80			円	.	.	
81			円	.	.	
82			円	.	.	
83			円	.	.	
84			円	.	.	
85			円	.	.	
86			円	.	.	
87			円	.	.	
88			円	.	.	
89			円	.	.	
90			円	.	.	
91			円	.	.	
92			円	.	.	
93			円	.	.	
94			円	.	.	
95			円	.	.	
96			円	.	.	
97			円	.	.	
98			円	.	.	
99			円	.	.	
100			円	.	.	
	合 計		0 円			

(注意事項)

- ・「寄附者名簿」には、①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。住所・所在地を「寄附者名簿」本体に記載せず、別途の資料として作成・保存している場合には、当該資料も添付して下さい。
- ・この寄附金名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所の所在地に保存する必要があります。
- ・法人の役員（理事、監事等）や他の寄付者と生計を一にする者が含まれる場合には、「備考」欄に詳細を記入。

文部科学大臣から発行される証明書の様式

文科高第〇〇〇号
平成 年 月 日

法人の名称
代表者の氏名 殿

文部科学大臣
〇〇 〇〇

税額控除に係る証明書

貴法人が、令和2年分及び令和3年分の租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号及び第4項に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、本証明書に係る租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号に規定する要件に係る有効期限は、以下のとおりです。

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで